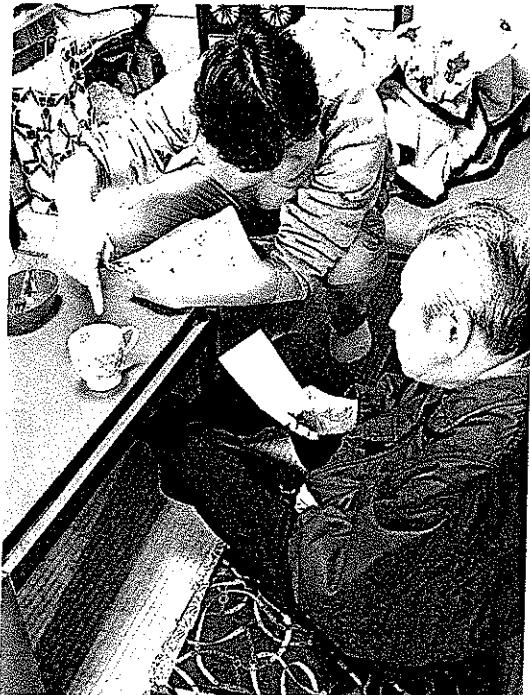


「生活援助」抑制で暮らしは



介護報酬改定で回数制限など議論(二)

ヘルパーが高齢者の自宅を訪ね、掃除や調理などをする訪問介護の「生活援助サービス」の見直しが、来年度の介護報酬改定の焦点の一つになっています。利用回数に上限を設けたり、報酬を減らしたりするなどが議論されています。利用している人たちに影響はないのでしょうか。

区で「一人暮らしをする認知症の男性(55)」のアパートに、ヘルパーの安藤春慶さん(41)がやってきた。「また食べていないな」。寝床脇の机の上に、配食業者が昨晩置いた弁当がそのまま残されていた。

男性は要介護2[。]足腰はしつかりしているが、認知症の影響からか、1ヵ月ほど前から自分で進んで食事をとろうとしなくなった。安藤さんはバナナと液状の栄養食を朝

朝夕は注意を払っており、都合が増えはしないが、「食べられなくなれば、体が弱いまま入院してしまう。日々の異変を見つけて、早い段階で解決していく、在宅生活を支えるのが仕事」。安藤さんは生活援助の意義をこう話す。

男性は週3日1時間の利用で掃除や買い物などをしてもらっている。おひこティーカービスに行く身支度で週5回使つていて、毎日1回は利用していることになる。

報酬が増えはしないか、「食事に注意を払うなどしても入院してしまう。日々の異変を見つけて、早い段階で解決していく、在宅生活を支えるのが仕事」。安藤さんは生活援助の意義をじつ話す。

男性は週3日1時間の利用で掃除や買い物などをしても、タクシーや公共交通機関の運賃なども負担する。一方で、介護保険の規定により、月100回を超える利用料金は負担されない。このようにして、毎日1回は利用している」とした。

ただ、多く使うことで自然と見直し議論の柱が、こうした利用回数に上限を設ける案だ。財務省によると、要介護1、2で生活援助を使う人の平均回数は月10回ほど。一方で1割の人は月20回以上利用し、月100回を超えるケースもある。財務省はこの「データをもとに「効率的なサービス提供が行われていない可能性がある」と主張。介護保険制度を使える日々の回数に上限を設けることを求めている。

「食事を食べたり、薬を飲んだりできないため、ヘルパーが1日3回、自宅を訪ねて促す。通院時の支援でも利用する。施設にはなじめず、小さな町のためわりのサービスもない。担当のケアマネジャーは「100回」といつても、(要介護度に応じて決められた)限度基準額も超えていない。回数を削つたら女性の暮らしはどうなるのか」と危惧す

報酬減なら事業者撤退の恐れも

保険費急増 削減のやり玉

を渡し、「コップを指さした。
男性は手を上げて応じ、再び
飲み始めた。

保険費急増

削減のやり玉に田になる見通しだ。
政府は、要介護度が重い人にお金や人手を重点的に配分する方針を打ち出している。生活援助の利用者は多くが軽度者。利用料は自己負担が1割の人より、0分以下のまま

保険費急増

削減のやり玉 田になる見通しだ。
政府は、要介護度が重い人に金や人手を重点的に配分する方針を打ち出している。生活援助の利用者は多くが軽度者。利用料は自己負担が割の人がなら、20分以上45分未満で約1,83円。「お手伝いさん代わりに使っている人もいる」という指摘もあり、以前から削減のやり玉に挙がってきた。要介護1、2向けは昨年の介護保険制度見直しで、保険の対象から外して市町村事業に移すことも検討された。今回は利用回数制限に加え、報酬を減らす方向でも議

「全部飲んで下さい」と書いた
紙を男性（右）に見せるヘルパ
ーの安藤春慶さん

うが、より専門性の高い入浴や排泄介助などの「身体介護」に報酬を重点配分する方針のためだ。

生活援助の扱い手不足を招かないよう、生活援助に特化したヘルパー育成のための簡易研修制度を導入することも検討している。ただ、報酬が減って経営が行き詰まつたり、人材が集まらなかつたりして事業者が撤退することを懸念する声も出ている。

淑徳大の結城康博教授（社会保障論）は「生活援助は老者介護や独居高齢者の暮らしを支えるもの。サービスが削られる」として介護費用がより高い施設に入らざるを得なくなれば、本末転倒だ。地域での暮らいや「介護離職ゼロ」をうたう政府が自指すものに逆行する」と指摘する。

うが、より専門性の高い入浴や排泄介助などの「身体介護」に報酬を重点配分する方針のためだ。

生活援助の扱い手不足を招かないよう、生活援助に特化したヘルパー育成のための簡易研修制度を導入することも検討している。ただ、報酬が減って経営が行き詰まつたり、人材が集まらなかつたりして事業者が撤退することを懸念する声も出ている。

淑徳大の結城康博教授（社会保障論）は「生活援助は老者介護や独居高齢者の暮らしを支えるもの。サービスが削られる」とで介護費用がより高い施設に入らざるを得なくなれば、本末転倒だ。地域での暮らいや「介護離職ゼロ」をうたう政府が自指すものに逆行する」と指摘する。

調理・掃除・買い物 1日3回利用も高齢者支える

うら、より専門性の高い入浴や排泄介助などの「身体介護」に報酬を重点配分する方針のためだ。

生活援助の担い手不足を招かないよう、生活援助に特化したヘルパー育成のための簡易研修制度を導入することも検討している。ただ、報酬が減つて経営が行き詰まつたり、人材が集まらないなかつたりして事業者が撤退するの懸念する声も出ている。

淑徳大の結城博教授（社会保険論）は「生活援助は老老介護や独居高齢者の暮らしを支えるもの。サービスが削られる」とで介護費用がより高い施設に入らざるを得なくなれば、本末転倒だ。地域での暮らいや『介護離職ゼロ』をうたう政府が目指すものに逆行する」と指摘する。